

環境建設常任委員会

平成19年 9月19日

午前9時30分開会

於大口町役場第5委員会室

1. 協議事項

1. 議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分)
2. 議案第57号 大口町道路線の廃止について
3. 議案第58号 大口町道路線の認定について

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	齊木一三	副委員長	酒井久和
委員	吉田正	委員	田中一成
委員	宮田和美	委員	土田進
委員	吉田正輝		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鍬	副町長	社本一裕
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本勝広
建設課長	野田 透	都市開発課長	近藤 定昭
下水道課長	前田 正徳	環境経済課長 補 佐	佐藤 眞澄
建設課長補佐	柳瀬 昌宏		

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近藤 登	議会事務局 次 長	佐藤 幹広
--------	------	--------------	-------

(午前 9時30分 開会)

○委員長(齊木一三君) 定刻より若干早いようですが、皆様おそろいですので、ただいまより開会をさせていただきます。

9月も半ばを過ぎましたが、大変残暑の厳しいきょうこのごろでございます、大変過ごしにくい日が続いております。秋の気配が一日も早く感じられることを願っておるきょうこのごろでございますが、本日は皆様方には何かとお忙しい中、環境建設常任委員会をお願いいたしましたところ、委員全員の皆さん、また町長さん初め各執行部の皆様方には、大変お忙しい中御参集を賜りましてありがとうございます。

本日は、去る9月7日本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分)ほか2議案及び悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書1件の審査をお願いすることとなっております。慎重な御審査を賜り、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

はい、町長。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、皆さんおはようございます。

齊木委員長を初め委員の皆様方には早朝より御出席をいただき、まことにありがとうございます。9月7日に付託を受けられました案件について御審査をいただきます。格別の御配慮をいただきますようあわせてお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○委員長(齊木一三君) ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

議案審査に先立ちまして、各議案ともそれぞれ説明は本会議におきまして既に承っております。この際、これを省略したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(齊木一三君) それでは、議案の説明は省略することと決しました。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第2号)(所管分)の審査に入ります。御質疑はございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 小口線の測量設計業務委託料367万5,000円計上いただきまして、ありがとうございました。このことを含めて、今後どのように進めていかれる予定なのか、御説明がいただきたいと思っております。

○委員長（齊木一三君） はい、都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 田中委員から、小口線の今後の計画というようなお話をいただきました。

今回補正で上げさせていただきましたように、まず現況測量をさせていただきます、地元の方の意向等を確認しつつ、次に予備設計に入っていくというふうになってきます。それに基づきまして、皆さんの御同意をいただきながら、順次用地買収というような計画になっております。それについては、地元の議員各位におかれましても御支援を賜っていきたく、かように思っております。以上です。

○委員長（齊木一三君） よろしいでしょうか。

○委員（田中一成君） はい。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） はい、吉田委員。

○委員（吉田 正君） 15ページ、16ページのところの道路橋りょう維持費で質問したいんですが、まず一つは、この工事費については御供所地内の豊三線という御説明だったと思うんですが、ここの舗装、側溝整備、維持修繕等工事費追加ということなんですが、既に155号線との接合部分については舗装工事が、先週ぐらいだったですか、やられていたように記憶しているんですけども、道路が本当に傷んでいたもんですからよかったなあとというふうに思ったんですが、あと、道路照明についてもここはやっていくんだという御説明だったと思うんですが、道路照明をやられるところというのは、具体的にどこの交差点ですか。もうちょっと詳しく説明いただけますか。

○委員長（齊木一三君） はい、建設課長。

○建設課長（野田 透君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

道路照明でございますが、今回、3カ所を補正で上げさせていただきました。これは安全・安心のまちづくりの一環ということで、照明灯の予算を計上させていただいたということですが、まず場所ですけれども、今言われました豊三線の福玉倉庫の北側、ちょうど舗装工事の北側の終点なんですが、その交差点のところをよく事故が起きていたということで、今は防犯灯みたいなものはついていますが、もうちょっと交差点があるよということが遠くからでもわかるような形で、交差点内に色を塗ったり、ガードレール、それからデリネーターというものをつけまして、遠くから交差点があるよということを認識させるための対応工事をしたいということです。そこにあわせて照明灯も、それから下小口の名光急送がございますが、ちょうど役場の東側になりますけど、名光急送の南東のT字になった交差点があるかと思います。そのところに照明灯を設けたい。これも中学校の関係で、通学路として利用されるということでございますので、ちょうどそのところは人家がなく、若干周りも暗いという状況もございますので、そこに1基。それからもう一つ、中学校の通学路の関

係で、役場南線と申しまして、ちょうど前に、中学校の野球グラウンドのバックネットがあったと思いますが、その交差点から桃花台線へ向かう道なんですけれども、青山の工場のところの桃花台線との交差点のところに照明灯1基を設けていきたいと。一応順番に毎年何ヵ所かずつふやしていきたいと思うんですが、初めとしてその3ヵ所を設けていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、吉田委員。

○委員(吉田 正君) この豊三線なんですけれども、福玉倉庫の北側のところの交差点も確かに事故が多いことは私も承知しています。特に、もうちょっと北の方へ行くとお宮さんがありますよね。あそここのところではよくネズミ取りを警察がやっていますけれども、みんなスピードを上げて走っていくところなものですからよくわかるんです。ちょうどネズミ取りをやっておるところの交差点も、夜になると真っ暗なんですよ。だから、あそこも明るくしていただけるとありがたいということを感じるんですね。155号線は、割と車がたくさん走っているもので、遠目ではちょっと明るいんですけども、そこから1本町道の方に入ってくると本当に真っ暗という感じなんです。遠くにヨシヅヤだとかアピタの明かりが見えて、あっちの方に人が住んでいそうだなという雰囲気はあるんですが、この豊三線のもう1本北側の道も、消防倉庫があったりとかするところの交差点になると思うんですが、そこも道路照明をつけていただけるといいんじゃないかなあというふうに思うんですね。あそこも結構通るものですから、ぜひまた御検討ください。以上です。

○委員長(齊木一三君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、酒井委員。

○副委員長(酒井久和君) それでは13ページ、循環型社会形成事業の中で関連して教えていただきたいと思えます。

豊田地区内の剪定枝の置き場の現状について、今どういうふうになっているか。そして、美化センターで焼却されている、あるいは向こうで処分されている剪定枝が減ったかどうか。それから、特にまたこの時期になってきますと剪定枝が物すごくふえてくる状態になってくるのではないかと。ということを心配するわけですが、その対策はできているのか。それから竹について、先般も検討をするということで伺っておりますが、竹の処分についてはだめということで聞いておりますが、枝の部分、あるいは竹の葉、あるいは細い部分、そういうものだけでも処理できないものでしょうか。

それから15ページの観光費の関連で、お願いやら教えていただきたい点があります。

尾北自然歩道は、確かに散歩、ジョギングなど、あるいは春の花見、新緑の季節には大変いい雰囲気、憩いの場所、あるいは心のいやしの場所というふうになっているんじゃないかと思いま

す。体力の増進、あるいは交流の場として大変整備が進んでいるわけですが、あとのく
らい残っておるか。

それから、五条川のせせらぎが、冬場になってきますと、夏場の水量が減って水かさが減りま
す。そうするとごみが大変ひっかかっておるわけですが、どうもそういうものを見るとちょ
っと寂しい気がいたしますが、そういうものの対策はどうしたらよいか。春先のお祭りのときには
ボランティアできれいにされておりますけれども、継続的にできないものかどうか。特にいつも申
し上げておりますが、のり面の草刈りも県の所管だと言ってみえるようですけれども、これも何と
かならないものか。特に、道の交差をしているところの草の背が高くなって、交通安全上見通しが
よくない、こういう場面も起きるわけですが、夏場ですと1ヵ月に1回ぐらいは必ず刈らないとそ
ういう状態になるんじゃないかと思われるわけです。当然通学路に使っているところもあるわけ
ですが、そういうところも防犯上草木の手入れというのが必要ではないか。

また、春先は毛虫について、時期を見て大変御苦労をかけているということを思うわけですが、
ちょっと時期が2日か3日ずれるだけで大きな毛虫になってしまうということで、近くに住んでい
らっしゃる方は大変難儀をされておるように聞いておりますし、事実そういう声も聞きます。した
が、いまして、住宅のあるところは積極的に剪定もやっていただきたい。特に、畑があるところでも
大分枝が出ているように見えるところもあります。そういうところの配慮も必要ではないか。さく
ら祭りのときにはたくさんのお客さんが見えるわけですから、特に留意をしてほしいと思うわけ
です。祭り中はライトアップされて、夜は大変美しく、本当にその情景には感動を覚えるものでござ
いますけれども、昼は花だけがきれいで、ちょっと寂しいんじゃないか。その周辺もきれいにすべ
きではないでしょうか。大口町のグラウンドの北側の駐車場もできたら整備でもして、その期間中
イベントができるように、またそういうような計画をされたらどうかというふうに思います。

先ほど、街路工事で委員から質問があったわけですが、小口線につきましては、地元の
要望もあるわけですが、こういうふうに計画されたということに対して大変うれしく思うわ
けですが、ぜひとも早く進めてほしいというふうに思います。できたらもう一度、
測量がいつごろから始まって、地元説明がいつごろ行われるか、具体的にわかっておればひとつお
伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（齊木一三君） 環境建設部参事。

○環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） いろいろいただきましたので、一つずつお答えさせ
ていただきます。

循環型社会形成費に関連いたしまして、豊田の剪定枝置き場の件をお尋ねいただきましたが、剪定
枝置き場の方は、毎月、もちろん波があるんですけども、ことしに入ってから平均で一月70人ぐ
らい御利用いただいております。今年度に入ってから5ヵ月で剪定枝が約36トン、それから草が約8

トン、合計いたしまして45.07トンという剪定枝と草が搬入されております。これは、当初想定しておいた数字よりもかなり大きな数字でございますし、かなり御利用いただいておりますということでございます。

それと関連いたしまして、竹の件をいただきましたが、先々回の委員会でもお尋ねいただきまして、いろいろ検討したんですけども、実は竹というのは普通の剪定枝と一緒にできないということで、全くルートが別の処理をせざるを得ない。そこで費用も聞いたんですけども、普通の剪定枝が1トン当たり1万3,000円に比べて、竹は2万5,000円ぐらい要ということです。それと、普通の剪定枝と一緒に車の搬送はできんと。竹は竹、剪定枝は剪定枝ということになりますので、この2万5,000円はちょっと割高になるだろうというふうの一つでございます。

それから枝でございますが、枝と葉っぱ、実は竹そのものに殺菌効果があるんですけども、それを剪定枝や何かに混ぜると菌が働いて発酵がおくれるということを聞いておりますので、全く別のルートにしないかだろうというふうには検討しております。竹の方も順次進められるような形で検討していきたいというふうには思っておりますが、竹の利用が果たしてどのくらいなのかということが一つ、我々今のところひっかかっておる部分でございますので、そこら辺も一度検討して、竹の方も進められれば進めていきたいというふうには考えております。

江南丹羽への搬入量の件でございますけれども、剪定枝として搬入されておった分は、昨年まで個人で持ち込みがありましたが、4月から8月までの間、個人での大口町からの持ち込みはゼロになっております。それから、可燃ごみとして焼却されておった分がどれだけ減ったかという詳細なデータを持っておりませんので申しわけないんですが、私も4月から来たばかりで確実なことを申し上げられませんが、野焼きが減ったというのは実感しております。苦情の中でもかなり野焼きが減ったと実感しておりますので、成果としては上がっておるというふうには考えております。

観光費に関連いたしまして、尾北自然歩道の御質問をいただきましたが、尾北自然歩道の今進めております整備は、平成22年完了予定で進めております。ですから、ことしを入れましてあと4年かかるということで、今現在計画どおり進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから通学路、草の問題でございますが、これは尾北自然歩道絡みの草と、河川管理の草の問題がありますので、私からお答えできるのは尾北自然歩道絡みだけにとどめさせていただきたいんですけども、尾北自然歩道として県の河川を占用させていただいておりますけれども、通学路として使用しておる部分は年2回、夏休みに入る前ですから6月から7月にかけて1回、子供さんたちの安全のために通学路の分は施行させていただいておりますし、夏場に1度施行させていただいております。

それから毛虫でございますが、年4回程度今までも実施してきておりますし、ことしも4回実施する予定でございます。実はきょう、あす消毒の予定で今進めておりますが、この毛虫の問題も、今委

員も言われたんですが、二、三日で毛虫が大きくなってしまいうお話をいただいたんですが、毛虫の問題と消毒の問題が相反する部分でどうしてもありまして、ことしに入ってからもあったんですが、実は尾北自然歩道沿いの畑、作物に農薬がかかると。自分は朝市に出したいんだということで、消毒する時期を考えてくれという人もお見えになるし、逆に今度毛虫がふえてきたんで、一日も早くやってくれという方もお見えになります。私どもが今やらせていただいておりますのは、なるべく早期に発見して、薄目の消毒を使うという原則で今取り組んでおります。見つけたら即やるのが一番いいんですけども、上流から下流まで、発生しておるところと発生しておらんところ、大きくなったところと小さいところといろいろございまして、非常にデリケートな話なんですけれども、なるべく隣接の方には1週間程度前にチラシを入れるようにしています。民家の方にチラシを入れさせていただいて、なおかつ今も広報無線を流させていただいておりますけれども、広報無線でお知らせすると。それもなるべく、このあたりは1時間区切り程度で御協力いただくというようなチラシにさせていただいておりますので、年4回程度やらせていただいておりますということで、毛虫の大きさも気にはなるんですが、隣近所への飛散の問題の方も大きいと考えておりますので、なるべく早目早目に連絡させていただいて、施行させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから剪定の件でございますが、毎年1回、実は今発注の準備をしておるんですけども、進めております。桜の成長というのは結構早いものがありまして、民家に対して、ことしの夏もあったんですけども、雨どいをたたく。いわゆる枝が出てきて雨どいを壊したという事件もありましたし、そういったところはすぐ手当てできるようにしておりますし、実は切らせていただくということで調査させていただきますと、「せつかく大きくなっておるのに切るな」と言う方もお見えになるし、これは両方あります。これも毛虫の話と同じで非常にデリケートな話で、私どももなるべく剪定したくないんですけども、そういった形で雨戸をたたく、かわらをたたくという状況になればすぐ手当てさせていただいておりますし、たたいても切らんでもいいという方のところは、それに甘えて伸ばさせてもらっておるというのが現状でございます。

さくら祭りの件でございますが、今、夜ライトアップさせていただいて、ぼんぼりを上げさせていただいております。夜のお客さんも結構おりますし、昼間のお客さんもお見えいただいておりますが、ことしのライトアップがNHKで放送されたということもありますし、年々お客さんがふえておると、大変喜ばしい状況になっておるということで、私どもとしては満足しておるんですが、昼間もうちょっと何とかならんかという話でございますけれども、今のところ方法を考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからごみの問題ですが、毎年3月の中下旬のところ、クリーンアップ作戦ということで、五条川初め全河川を対象にクリーンアップ作戦をやらせていただいております。年々参加者もふえてきております。ふえてきておるので量がふえてくるかという、実は私もここ六、七年参加させてい

ただいておるんですが、年々集積させていただく量が減っておるということで、非常に私としてはわずかながら成果が上がっておるなということで満足しておるんですが、ゼロになっておるわけじゃなくて、確かにあるという事実もございますし、通水時期ではないときにビニールなんか川面に浮いておる程度ならいいんですが、ひっかかっておるのはやっぱり気にはなるんですが、あれを取ろうとするとなかなか難しい部分があると思います。またいい方法があれば考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後だったと思うんですが、総合グラウンドの北側の駐車場をうまいこと利用できんかという御提案をいただきました。グラウンドの管理は私どもじゃないんで、ここでするのも非常に僭越なんですけど、実は毎年春先のいい時期になりますとビニールシートで結構利用してみえるし、私もあれを見ながら、非常にいい光景だなあというふうに満足しておりますし、あえて今ここで問題にして、あれを利用しないようにするよりも、あのままでうまく使えるといいなというふうに私自身は考えております。申しわけないんですが、グラウンドの管理の方は私どもの所管ではございませんで、どうするといいかいことはできませんが、いい風景だなあというふうに私自身はとらえております。以上で私の質問のお答えとさせていただきます。

○委員長（齊木一三君） はい、建設課長。

○建設課長（野田 透君） 五条川の草刈りの件で御質問をいただきました。

御承知のように、堤防を町道として利用している場合には、路肩1メートルについては町、道路管理者の方で、それ以外ののり面のところは県の河川管理者が草刈りをするというような協定が結ばれております。五条川以外の矢戸川とか境川、合瀬川、そういったところなんですけど、今年度は県の方も力を入れてくれて、非常にきれいにやっけていただいております。今五条川は河北の方から草刈りやうとやってきておりますし、今年度は特に力を入れてやっけていただいております。来年も続いてやっけていただけるように要望していきたいと思っております。

交差点の見通しが悪いところについての草刈りですが、こちらも状況に応じて私どもが年に数回やっております。このところちょっと伸びたかなというところもございませんで、早速草刈りの手配をしていきたいというふうに思っております。交差点については、私どもも気をつけて管理をしていきますので、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（齊木一三君） はい、都市開発課長。

○都市開発課長（近藤定昭君） 小口線の計画について、再度御質問をいただきました。

先ほども回答をいたしましたように、今回の補正でお認めいただければまず業者選定、業者が決まりましたら地元へ入っていくという形になります。地元の方に御同意を得た中で測量していくという形になりますので、具体的にいつということは申し上げられませんけれども、一応年度内には何とか測量の方を完了したいというふうに思っております。

○委員長（齊木一三君） よろしいですか。

○副委員長（酒井久和君） 結構です。ありがとうございました。

○委員長（齊木一三君） そのほか、何か御質疑ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）につきまして、採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）（所管分）は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第57号 大口町道路線の廃止についてを議題といたします。

何か御質疑ございませんでしょうか。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 廃止と、それから次の議案の認定と関連しますので、一緒に質問させていただきますが、竹田一丁目地内の地図が双方についておりまして、廃止をして、改めて延長などして、他のところも町道認定をしていくということですが、町道下小口87号線というのはちょっと問題だと思うんですね。起点から終点に行く間に、黒く塗っていないところがありますね。問題の土地だと思うんですけども、実はこのいきさつを余りよく知らないんです。皆さんいろいろ言っておられますけれども、なぜ一体のものでありながら、この部分だけ認定が不可能なのか、ちょっと詳しく御説明をいただきたいと思います。

○委員長（齊木一三君） はい、建設課長。

○建設課長（野田 透君） 田中議員さんからの御質問にお答えしたいと思います。

今言われましたように、認定議案の方で見いただきますと、下小口87号線が、終点部分で前後と比べて狭くなっております。ここの色づけがしていないところなんです、ここについては民地でございます。ここの部分ですけれども、地主さんが江南の方で、約94平米ございます。ここは土地改良以前から、ちょうど下島の集落の中、下小口87号線がずうっと真っすぐ伸びていまして、ヤマザキの工場の間の道へつながっておったわけです。これが昭和30年代に、地元の便宜を図るために道路らしきもので通行できるような形で、地元で地主さんに借地をされて、道路形態で使っていたというものでございました。当然、その部分については道路認定はしていなくて、私道扱いをしておったわけです。そこでは、借地をした地主さんに、年貢として地元の方で若干の借地料を払われていた経緯がございます。ここのちょうど色塗りがしていない部分については、よくよく調べてみますと、借地契約

が結ばれていなかったというような土地で、地主さんが江南ということもあったかと思いますが、長年の間、本人いわく、本人の承諾なしに皆さんがここを通っていたところだというようなところで、地元に対して非常に不信感というか御不満を持ってみえるようなところでございます。

今回、土地改良をやるに当たりまして、そういった経緯がございましたので、土地改良のエリアに含めて、ここは道路として計画をして、その従前地にかわるべき換地を農地として、土地改良エリアの中で換地をしたらどうだというような提案を地主さんにもしたんですが、地主さんも過去の経緯、それから地元への不信感とかいったものがございまして、その土地改良の中に入れるにも、過去に無断で使用しておったというようなこともあって、いろいろ条件をつけられたわけです。土地改良のエリアに入るにしても、換地としては従前地の何割か増しといったものをくれないかと、借地料にかわるべきものをというような、地元でも納得できるような条件でなかったものですから、工区の中に入れるというのを断念しまして、結局そのまま残ってしまったということなんです。そういったことがございまして、民地のまま残っておりまして、その民地の横に1メートルぐらいの旧道がございまして、その旧道部分を色塗りさせていただいて、一応道から道に接続するような形で、歩行者、自転車等が通れるような、道路認定はそういった形になるということです。

そのこの民地の方なんですけれども、私どもともお話をさせていただいておりますが、道路用地として購入できないかというような話もさせていただいておりますが、今のところちょっとまだそういった話にも乗っていただけないという状況でございます。でも、この状況を見ますと、道路として買わせていただいで、整備していくのが一番いい方法だと思いますので、地主さんと今後も交渉はさせていただきたいというふうに思っております。そんなような状況でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(齊木一三君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) そうしますと、この部分には砂利を入れてもらっている人も黒の部分には入っていないもんだからおかしいなあと思っていたんですけれども、そういう御事情があるようだけれども、実際、これによると、この土地の上を自動車が通ってしまっていますもんね、通せんぼうしていないもんですから。事実上、道路として使わせてもらっているんですが、地主さんもこれをさくで困って何かを使うということはないんだろうと思いますが、地主さんと話をして、収用委員会で収用の調停をしてもらって、世間相場という土地代は当然払うわけですからけれども、それ以外に地主さんが思っておられる借地料も払わずにいろいろと経緯をしてきたということが、何割増しかの増歩をちゃんと受け取るようなことで収用委員会で認められるのであれば、それはそれなりの対応をしなきゃいけないし、いずれにしる早く決着をつけるには、誠意を持って話し合いをしても、今までの経緯からして決着がつかなければ、地主さんに、第三者機関である収用委員会にゆだねたらどうでしょうというようなことで了解をいただいて、収用委員会の裁定を仰ぐというようなことで解決をしない

と、これ民家が隣接していますでしょう。道路整備をやるにもこの部分とはとにかく側溝がないものですから、浄化槽も入れられない、くみ取り便所で何十年間も我慢させられてきた。せっきく道路ができて、側溝もつくっていただけという話で喜んでいる矢先に、この部分だけは側溝も入れられないということになっては、全く生活環境的には問題が残るものですから、顧問弁護士とも相談をすることも含めて何らかの対応をしないと、またこのままずっと何年間も残っちゃいますからね。何かそんなふうな対応が考えられないのでしょうか。

○委員長（齊木一三君） はい、建設課長。

○建設課長（野田 透君） 対応と申しまして、実はほかの方の仮登記がついております。実際のところ、もう所有権が移っておるような仮登記がついておりまして、ちょっと複雑なところがあるんですけれども、方法としては地主さんとお話をさせていただくということできたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（齊木一三君） はい、田中委員。

○委員（田中一成君） 地主さんとお話するといったって、今のところ町で公定価格があって、買収額が決まっているのに、それには応じられないと、今までのいきさつから。かといって、町の方ではそれ以上の価格で買収することは不可能なわけですから、現状ではいつまでたっても決着がつかない。5年でも10年でもこのままという可能性が強いわけですから、それ以外の解決方法に踏み切らないと、また今までと同じように何十年とこのままの状況が続いて、ここには側溝も入れられない、舗装もできないという状況で、住んでいる人たちにとってはとても耐えられない状況が続くことになるわけですので、御回答はこの場ではいいですけれども、ぜひ法的な解決策を講じないとだめだというふうに思いますので、顧問弁護士ともよく相談をして、早急な解決を図っていただきたいというふうに御要望を申し上げます。

加えて、この部分についての側溝や舗装は、土地改良事業で残されている部分の整備が終わったらこの部分も行いますということでありましたけれども、いつやられる予定ですか。

○委員長（齊木一三君） はい、建設課長。

○建設課長（野田 透君） 工事については今年度やっていく予定です。ただ、狭くなった部分については、側溝が繋げるかどうかというのは、現場の状況を見ましてやる予定ですが、それ以外の広い部分については、両側側溝、舗装をやっていく予定でございますのでよろしくお願ひします。

○委員長（齊木一三君） 議案第57号、58号は関連しておりますので、質疑は一括して受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（齊木一三君） 質疑も終了したようでございますので、議案第57号 大口町道路線の廃止について採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第57号 大口町道路線の廃止につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第58号 大口町道路線の認定につきまして、採決をいたします。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（齊木一三君） 全員賛成。よって、議案第58号 大口町道路線の認定につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、請願が1件出ておりますので、審査をお願いいたします。

悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書でございます。

この件につきまして、内容文はどのようにさせていただきますか。朗読させてもらった方がよろしいですか。以前にもこのような請願が出ておったかと思うんですが。

○委員（田中一成君） ちょっと要約だけでも。

○委員長（齊木一三君） 朗読でお願いできますか。

○議会事務局長（近藤 登君） それでは、概略の話をさせていただきますが、これは今年の6月の議会で、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書というのが、司法書士会と弁護士会両方から出ておまして、去年採択がなされております。それで、金利の上限を下げるといようなお話でしたけれども、今年度につきましては、それに関連しまして、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書というのを、今回は弁護士会だけがこの法律を改正してくださいというような意見書の提出をお願いするということでは出ております。

それでは、少し朗読をさせていただきます。

件名は先ほどの件名と同じであります。趣旨ですが、請願の趣旨、大口町議会が、国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願いたしますということで、記として、まず1番目に「過剰与信規制の具体化」ということでもあります。クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと。2番目に「不適正与信防止義務と既払金返還責任」ということ

で、クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務及び違法な取引にクレジットを提供したときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の共同責任を規定すること。3番目に「割賦払い要件と政令指定商品制の廃止」ということで、1回から2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。4番目に「登録制の導入」ということで、個別方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定することということであります。

請願の理由はちょっと省かせていただいて、先ほどの割賦販売法の改正の主な課題ということ、3ページが一番下のところにありますが、まず一つ目が過剰与信規制ということ、それから二つ目に不適正与信防止義務と既払い金返還責任、3番目に割賦払い要件と政令指定商品制の廃止、4番目に個別方式のクレジット事業者の規制、5番目に弁護士会、司法書士会、消費者団体等の動きということで、結びにより、以上の理由により、クレジット取引における消費者の安心・安全を確保する観点から貴議会に請願いたしますというようなことになっております。

要件としては、四つほどの条件を設けて法改正をお願いしたいという趣旨でありまして、今国会にもう提出がなされておりました、審議対象の案件であります。現在、国会の方がほとんど停止しておりますので、審議に入っておりませんが、現在の国会で審議される予定で、12月ごろにはこれが多分改正されて出てくるだろうと、こんな予想でおったというものでありまして、国会の開催にあわせてこれをお願いしたいということから、弁護士会から出てきておるといっております。以上でございます。

○委員長（齊木一三君） ただいまの説明でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） それでは、ただいまの請願、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正に関する請願書、この件に関しまして、採択ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） それでは、全員の賛成によりまして、採択すべきものと決めます。

事務局、意見書案の配付を願います。

○議会事務局長（近藤 登君） 請願は採択ということですので、意見書を提出することになります。意見書の案を配らせていただきましたので、それでは、意見書案を朗読させていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなり得る

ものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理的現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、当議会は国に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記として、1. 過剰与信規制の具体化。クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと。

2番目、不適正与信防止義務と既払い金返還責任。クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取り消し・解除であるときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3番目、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。1、2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4番目、登録制の導入。個別方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年9月26日、愛知県丹羽郡大口町議会。

提出先としましては、衆議院議長 河野洋平、参議院議長 江田五月、内閣総理大臣は今後の成り行きで、経済産業大臣が甘利 明ということです。

○委員長（齊木一三君） ありがとうございます。

ただいま報告がありました意見書、このような形で提出をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（齊木一三君） ありがとうございます。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました全議案の審査は終了させていただきます。議事運営に格別の御協力を賜り、ありがとうございます。

(午前10時25分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

環境建設常任委員会

委員長

齊木 一三